

毎週火・金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

公安委員会規則

1 通行禁止の表中

市道車尾茶町線米子市茶町六七番地地先から同市法勝寺町六番地地先までの間	同上	二八〇メートル	同上区間大型自動車の通行を禁止する。
市道車尾茶町線米子市茶町六五番地地先から同市法勝寺町八番地地先までの間	同上	二九九メートル	同上区間午前八時から午後九時まで大型自動車の通行を禁止する。
市道朝日町通り線米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盛町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	右同

を に を

鳥取県公安委員会告示第十一号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和三十七年四月六日から施行する。

昭和三十七年四月六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

2 一方通行の表中

改める。

市道朝日町通り線米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	同上区間大型自動車の通行を禁止する。
市道朝日町通り線米子市西倉吉町五九番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	右同
市道車尾茶町線米子市茶町六五番地地先から同市法勝寺町八番地地先までの間	同上	二九九メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(白)のとおり通行する。
市道車尾茶町線米子市茶町六七番地地先から同市法勝寺町六番地地先までの間	同上	二八〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(白)のとおり通行する。
市道朝日町通り線米子市西倉吉町五九番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(白)のとおり通行する。
市道朝日町通り線米子市西倉吉町五九番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(白)のとおり通行する。

に、を、に、を、に、

市道朝日町通り線米子市西倉吉町五九番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	右同
市道朝日町通り線米子市西倉吉町五九番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(白)のとおり通行する。
市道車尾茶町線米子市茶町六五番地地先から同市法勝寺町八番地地先までの間	同上	二九九メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(白)のとおり通行する。
市道車尾茶町線米子市茶町六七番地地先から同市法勝寺町六番地地先までの間	同上	二八〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(白)のとおり通行する。
市道朝日町通り線米子市西倉吉町五九番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(白)のとおり通行する。
市道朝日町通り線米子市西倉吉町五九番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(白)のとおり通行する。

を、に、を、に、を、に、

二級国道岡山鳥取線八頭郡智頭町大字智頭一五の一番地地先から同地内八五六番地地先までの間	一、一〇〇メートル	二五キロメートル	に、
二級国道岡山鳥取線八頭郡智頭町大字智頭九八番地地先から同地内三二〇番地地先までの間	一、一〇〇メートル	二五キロメートル	を
主要地方道米子石見新見線日野郡日南町大字中石見九〇の一番地地先から同町大字上石見八二九番地地先までの間	七〇〇メートル	二五キロメートル	に、
一級国道九号線日野郡日南町大字中石見九〇の一番地地先から同町大字上石見八二九番地地先までの間	七〇〇メートル	二五キロメートル	を
県道米子境線米子市夜見町一、九四五番地地先から同地内二、一九〇番地地先までの間	三五〇メートル	二五キロメートル	に、
県道米子境線米子市夜見町二、二六五番地地先から同地内二、一三九番地地先までの間	四四〇メートル	二五キロメートル	を

3 速度制限の表中

改める。

市道朝日町通り線米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	右同
県道米子停車場線境港市末広町四一番地地先から同市中町五九番地地先までの間	同上	九一メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車、軽車両を除く。)は別図のとおり通行する。
一級国道九号線名和町大字御来屋九〇の四番地地先から同地内七五七番地地先までの間	六二〇メートル	二五キロメートル	を
一級国道九号線西伯郡澁江町今津二七六の一番地地先から同町澁江五七三番地地先(澁江大橋)までの間	九五〇メートル	二五キロメートル	に、
一級国道九号線西伯郡名和町大字御来屋九〇の一番地地先から同地内七五七番地地先までの間	一、〇五〇メートル	二五キロメートル	
一級国道九号線西伯郡澁江町今津橋から同町澁江五七三番地地先(澁江大橋)までの間	一、二〇〇メートル	二五キロメートル	

鳥取市東品治町一七の一番地地先	山陰合同銀行鳥取支店前十字路	に、
鳥取市東品治町一三三の三番地地先	山陰合同銀行鳥取支店前十字路	を
鳥取市東品治町一六七の三番地地先	丸石産業株式会社前十字路	を
鳥取市今町二丁目一〇一番地地先	丸石産業株式会社前十字路	に、
倉吉市大正町一、〇七九番地地先	山崎 栄 一方前	を
倉吉市新町二、三三六番地地先	丹波 武 男方前	に、
東伯郡泊村大字原一〇番地地先	須山 高 愛方前	を
東伯郡泊村大字原二〇番地地先	陶山 高 愛方前	に、
倉吉市越殿町一、六五一番地地先	杉井 八百屋 店前	を
倉吉市越殿町一、五六一番地の三地先	杉井 八百屋 店前	に、
東伯郡羽合町大字田後二、三〇二番地地先	合 定 義 方前	を
東伯郡羽合町大字田後三四八の一番地地先	橋本 忠 市方前	に、

5 一時停止の表中

改める。

一級国道二十九号線西伯郡中山町下市四二七番地地先から同町同地内六八番地地先までの間	八六〇メートル	三〇キロメートル	を
一級国道九号線西伯郡中山町下市四二七番地地先から同町上市六八番地地先までの間	八六〇メートル	三〇キロメートル	に、
二級国道岡山鳥取線八頭郡河原町大字渡一木一、〇三八番地地先から同地内二六五の一三番地地先までの間	二六六メートル	三〇キロメートル	に、
県道上齊原用瀬線八頭郡佐治村大字加瀬木一、二二二番地地先から同地内二、二四一番地地先までの間	六五〇メートル	三〇キロメートル	に、
鳥取市東品治町一三三番地地先	山陰合同銀行鳥取支店前十字路	を	
鳥取市東品治町一七番地地先	山陰合同銀行鳥取支店前十字路	に、	
鳥取市東品治町一三三の三番地地先	山陰合同銀行鳥取支店前十字路	を	

鳥取市吉方町二丁目一二番地地先	斧村履物店前
鳥取市吉方町二丁目五二番地地先	小谷薬局前
鳥取市吉方町二丁目二二番地地先	山崎金物店前
倉吉市宮川町一二七の二番地地先	鳥取トヨタ倉吉営業所横
倉吉市福吉町一丁目一三九番地地先	沢タクハイヤ1営業所横
倉吉市住吉町二八番地地先	太田喜雄方前
倉吉市住吉町七八番地地先	柴田豊次郎方前
東伯郡赤碕町大字赤碕一、二〇四の一番地地先	入江滋子方先
東伯郡東伯町大字八橋一、三八二番地地先	若原聰一郎方横
東伯郡東伯町大字徳万四九三番地地先	藤本延也方先
東伯郡赤碕町大字八幡町一、一八七番地地先	中本一男方前
米子市車尾二五八番地地先	岩井頼仁方前
米子市西福原字西原新道四六三の一番地地先	松浦本店倉庫前
米子市夜見町一、五八二番地地先	夜見消防団詰所前
米子市塩町二九番地地先	乙部よし子方前
米子市中町無番地地先	大野節子方前
米子市道笑町二丁目一九四番地地先	二岡伴藏方前

に、

八頭郡智頭町大字智頭一、六四二番地地先	下田商店前
八頭郡智頭町大字智頭一、六四二番地地先	下口商店前
八頭郡智頭町大字智頭	智頭食糧駅前販売所前
八頭郡智頭町大字智頭一、六四〇の一番地地先	智頭食糧駅前販売所前
境港市明治町西町上道町一、八二三の一番地地先	浜田良三方前
境港市上道町一、八二三の一番地地先	浜田良三方前
鳥取市今町一丁目六八番地地先	前田哲雄方前
鳥取市今町一丁目六八番地地先	前田哲雄方前
鳥取市川外大工町七四番地地先	富士火災新築用地前
鳥取市藪片原町二八の三番地地先	ポ1ラ化粧品店前
鳥取市丸山町二五〇の一番地地先	山田重雄方前
鳥取市丸山町一三五の一番地地先	荻野豊治方前
鳥取市吉方町二丁目五一二番地地先	林質店前

を、に、を、に、を、に、を

7 警笛吹鳴の表中

改める。

二級国道岡山鳥取線鳥取市東品治町一・二・三の八番地地先から同市今町一丁目六番地地先までの間	同上	三〇〇メートル	右同
県道鳥取停車場線鳥取市東品治町五八の一・三番地地先から同市東品治町一・五の六番地地先までの間	同上	一八〇メートル	右同
市道車尾茶町線米子市茶町六五番地地先から同市法勝寺町八番地地先までの間	同上	二九九メートル	同上区間自動車(二輪の自動車を除く。)の駐車を禁止する。 別図(白)の区間駐車禁止

に、

を

に、

を

西伯郡澁江町大字小波六九番地地先
〃 一、二二三番地地先
西伯郡澁江町大字小波八五五番地地先
〃 八二六の三番地地先
八頭郡智頭町大字新見字カズラガイド一、〇八二の一番地地先
八頭郡智頭町大字新見字カズラガイド一、〇八二の一番地地先
八頭郡智頭町大字新見字カズラガイド一、〇八二の一番地地先

6 駐車禁止の表中

改める。

米子市東倉吉町六八番地地先	木村光子方前
八頭郡智頭町大字智頭三二〇番地地先	智頭小学校前
八頭郡用瀬町大字安蔵一、〇一八番地の二地先	岸本鹿蔵方横

県道西町鳥取停車場線鳥取市東品治町六一の三番地地先から同市瓦町二〇三番地地先までの間	同上	二六四メートル	同上区間車両(自転車を除く。)の駐車を禁止する。 別図(白)の区間駐車禁止
県道西町鳥取停車場線鳥取市今町二丁目一五二番地地先から同市瓦町二〇三番地地先までの間	同上	二六四メートル	同上区間車両(自転車を除く。)の駐車を禁止する。 別図(白)の区間駐車禁止
二級国道岡山鳥取線鳥取市東品治一・三番地地先山陰合同銀行鳥取支店前十字路から同市今町一丁目六番地地先までの間	同上	三〇〇メートル	右同
県道鳥取停車場線鳥取市鳥取駅前から同市東品治町一・三番地地先山陰合同銀行鳥取支店前十字路までの間	同上	一八〇メートル	右同
市道車尾茶町線米子市茶町六七番地地先から同市法勝寺町六番地地先までの間	同上	二八〇メートル	同上区間自動車(二輪の自動車を除く。)の駐車を禁止する。 別図(白)の区間駐車禁止

に、

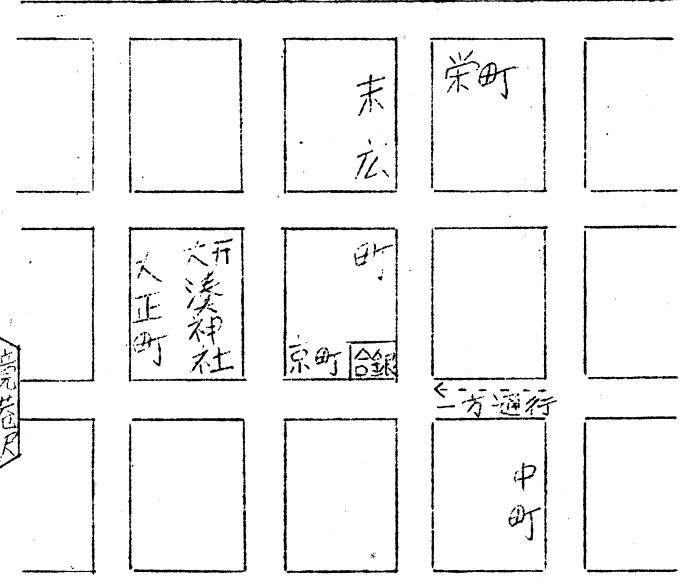
を

別図四を次のように改める。
改める。

米子市立町四丁目一九一番地地先

一 義方

境港市市街地略図



境港駅

明治町

境港郵便

至米子
境港警察署

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定〕 一部月極二五〇円(配達料共) 所 県